



2016年10月発行 第55号
つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限公司
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084 - 923 - 6948
<http://ai-field.co.jp>

さわやかな秋晴れの続く今日この頃、いかがお過ごしでしょうか？
今年は福山市制100周年や、カープの25年ぶり優勝があり嬉しいことが続く年でした。
さて今年の年末調整では、マイナンバーを記載した書類となるので早めに取り掛かりましょう。



土屋税理士事務所、アイフィールド(有)のホームページを
ご覧ください♪
HPアドレス ⇒⇒⇒ <http://ai-field.co.jp>

年末調整の時期が近づきました

年末調整に必要な書類

書類の準備は
お早めに！

- ①源泉徴収簿(1～12月の給与台帳)
- ②年末調整される方全員の「給与所得者の扶養控除等申告書」
受給者、控除対象配偶者、扶養親族それぞれのマイナンバーが必要になります。
- ③年末調整される方全員の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」



年の途中で次のような事情があった人から異動申告を受けていますか？
(1) 本年の途中で、控除対象扶養親族の数が減少した(就職や結婚などで)
(2) 本年の途中で結婚し、控除対象配偶者を有することとなった
(3) 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった
(4) 本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

添付書類

生命保険料控除証明書 ・ 地震保険料控除証明書
社会保険料控除証明書 ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書

※国民健康保険を支払っている人はその金額を申告書に記入
※配偶者控除及び配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得金額を申告書に記入
※国民年金を支払っている人はその金額を申告書に記入

④年末調整される方の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(初年度は確定申告になります)

金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要

⑤今年入社された方は、前の職場の源泉徴収票

従業員以外にもマイナ
バーは必要じゃよ！



⑥不動産の使用料等があった場合、支払いを受ける者のマイナンバー

⑦不動産の売買等がある場合、支払いを受ける者のマイナンバー
又、譲受けに当たって斡旋料を支払った場合、斡旋した者のマイナンバー

⑧税理士や社労士等へ報酬を支払った場合、支払いを受ける者のマイナンバー

平成 28 年分の給与所得の源泉徴収票の様式です。
主な変更箇所は次のとおりですので、記載誤り等がないようにご注意ください。
また、税務署提出用と受給者交付用とは、記載の仕方が異なります。

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票	
「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄が追加されました。	受給者の「個人番号」欄が追加されました。 ※ 受給者交付用には、マイナンバーは記載しません。
「控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄が追加されました。 ※ 受給者交付用には、マイナンバーは記載しません。	「16 歳未満の扶養親族」欄が追加されました。
支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されました。 ※ 受給者交付用には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。	

お勧めHP

マイナンバー対策準備室
マイナンバー対策準備室は、専門家のノウハウを集約し
民間事業者のマイナンバー制度対応を支援します

https://acube-ac.com/my_number/gyomu/gyomu05.html

税務署や市町村への提出が必要な法定調書の要件がよくまとめられていたり、各法定調書のマイナンバー記載 場所がわかりやすいです。

◆ 誤りやすい事項

！ 老人扶養親族とは

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和22年1月1日以前に生まれた人)をいいます。そのうち、所得者又はその配偶者(所得者等という)の直系尊属(父母や祖父母など)で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人を**同居老親等**といいます(一般の扶養控除額に20万円の加算があります)。



同居を常況としているかは年末調整を行う日の現況により判断します。

設例1) 老親等が病気などで入院のため、所得者等と別居している → 同居老親等に該当

設例2) 老親等が所得者等の居住する住宅の敷地内に別棟で → 食事など日常生活を共に
居住している していれば同居老親等に該当

！ 控除対象配偶者とは

所得者と生計を一にする配偶者で**合計所得金額が38万円以下**の人をいいます。



給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下になります。

※ 合計所得金額が38万円を超えて控除対象配偶者に該当しない場合でも、合計所得金額が**76万円未満**に限り、**配偶者特別控除**が受けられます。

！ 生命保険料控除

生命保険料控除証明書には「**一般の生命保険料**」と「**介護医療保険料**」と「**個人年金保険料**」と記載されています。

一般用と介護医療用、個人年金用の区分を確認した上で、控除額を計算してください。

また契約日によって新・旧に分かれますので記載場所にご注意下さい。

剰余金の分配や割戻金を受けた場合は支払保険料の額から差し引いてください。

！ 地震保険料控除

1つの地震保険料控除証明書において「**地震保険料**」と「**旧長期損害保険料**」の両方に支払金額が記載されている場合、両方の金額を控除することは出来ません。**どちらか一方**の有利な方を選んで控除額を計算します。

！ 社会保険料控除

所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料等を支払った場合、その金額は社会保険料として控除できます。しかし年金から特別徴収された介護保険及び後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、その年金受給者に社会保険料控除が適用されます。

次のような方を
ご紹介下さい！



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい



法定調書に関するFAQ

Q 従業員からマイナンバーの提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか？

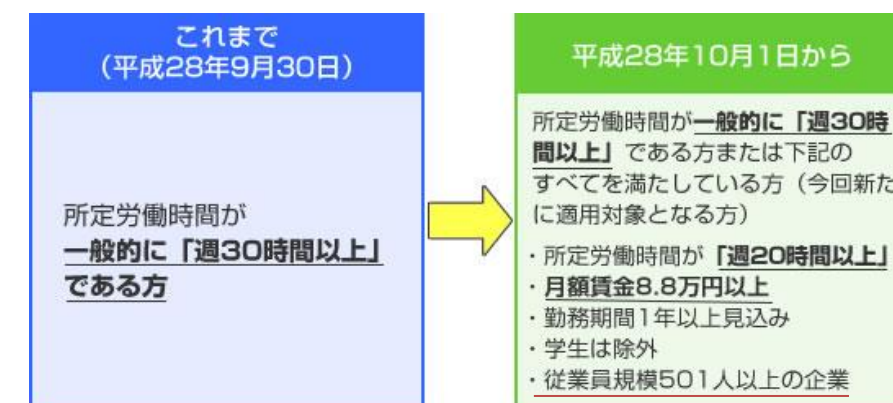
A 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバーの提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバーを記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバーの記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で**定められた義務であることを伝え、提供を求めてください**。それでもなお、提供を受けられない場合は、**提供を求めた経過等を記録、保存する**などし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

Q 扶養控除等申告書については、どのような場合に**マイナンバーを記載しなくてもよい**のですか？

A 給与支払者が扶養控除等申告書に記載されるべき従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の**氏名及びマイナンバー等を記載した帳簿を備えている場合**には、その従業員が提出する扶養控除等申告書にはその帳簿に記載されている方のマイナンバーの記載を要しないこととされました。

税金一口メモ

平成28年(2016年)10月1日から厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入要件が、これまでの「週30時間以上労働」から広がることをご存じですか？



さらに中小企業について

「平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされています。つまり、平成31年10月以降には、中小企業も適用拡大の対象となる可能性があるのです。そのため、中小規模の会社であっても、今のうちに対策を講じておく必要があるといえます。